

議案第 8 2 号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成 6 年 9 月 2 0 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 9 月 2 9 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和 4 8 年三朝町条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「費用（」の次に「入院時の食事の療養に係る費用を除くものとし、」を加え、「控除した額。」を「控除した額とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた療養又は医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。